

【新型コロナウイルス】日本における水際対策措置（QLD州及びVIC州を指定地域に追加）

2021年12月21日  
在ブリスベン総領事館

1 日本政府は、豪州クイーンズランド（QLD）州をビクトリア（VIC）州とともに「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」及び「オミクロン株に対する指定国・地域」に指定すると発表しました。本件指定に基づく措置は、12月23日（水）午前0時（日本時間）実施され、12月23日（水）午前0時（日本時間）以降に日本に到着する人のうち、QLD州及びVIC州に滞在歴のある人は、日本入国後、検疫所が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受け、検査結果が陰性であれば14日目までの残りの待機期間を自宅等で待機することになります。

2 これまで豪州国内では、ニューサウスウェールズ（NSW）州、北部準州（NT）に滞在歴のある人に対して、日本入国後に6日間の検疫所が指定する場所での待機、首都特別地域（ACT）に滞在歴のある人に対して、日本入国後に3日間の検疫所が指定する場所での待機が求められていましたが、今回、上記のとおり新たにQLD州とVIC州が追加されました。

3 上記5つの州・準州に滞在歴のない人は本件措置の対象とはなりません。引き続き、14日間の自宅待機等は必要になりますので、ご注意ください。

4 措置の詳細は、以下リンク先をご参照ください。

○「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月20日時点）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220\\_list.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220_list.pdf)

○「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220\\_17.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220_17.pdf)

○「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220\\_20.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220_20.pdf)

○「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220\\_21.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220_21.pdf)

○「水際対策強化に係る新たな措置（22）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220\\_22.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1220_22.pdf)

5 豪州国内で移動し日本へ入国する場合について

(1) 上記5つの州・準州以外の州から、シドニー空港を經由して本邦に向かう場合、シドニー空港内にとどまる場合には、同州内での滞在歴はないものと見なされますので、6日間停留措置の対象外となります。

(2) 上記5つの州・準州以外の州から陸路でシドニー空港に向かう場合、その行動が日本に出発する目的である限り、NSW州への滞在歴はないものとして扱われ6日間停留措置の対象外となりますが、移動の途中でホテルに宿泊した場合には、その場所に滞在歴があるものと見なされ措置の対象となります。

(3) NSW州及びNTの空港を出発し、メルボルン空港経由で日本に入国する場合、NSW州及びNTの空港以外に滞在歴がある場合は、6日間停留措置の対象となります。

(4) なお、日本に入国する場合で、上記1及び2の措置の対象外となる場合(上記5つの州・準州に滞在歴がない場合)でも、引き続き、自宅等で14日間の待機をすることに変更はありませんので、ご注意ください。

(5) 州間の移動を伴い日本に入国する場合は、下記リンク先(検査証明書について(Q&A))の「質問9」をご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100228637.pdf>

(6) 日本への入国に際して必要な手続きについては、下記厚生労働省のホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>